

平成20年3月

# 農地・農業用施設 災害復旧情報



台風第4号による河川氾濫及び農地埋没（鹿児島県南大隅町）

## 目 次

● 平成19年の災害発生状況とその対応について	2
● 平成20年度災害復旧事業予算の概要	4
● 災害関係事業拡充事項	
・災害関連農村生活環境施設復旧事業（拡充）	5
・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（拡充）	6
● 局地激甚災害指定基準の見直しについて	7
● 平成19年災害を振り返って	
・能登半島地震災害の対応について	8
・新潟県中越沖地震の初動対応について	9
・平成19年9月発生秋雨前線豪雨災害の対応について	10
● 災害復旧事務の合理化に向けた取り組み	11

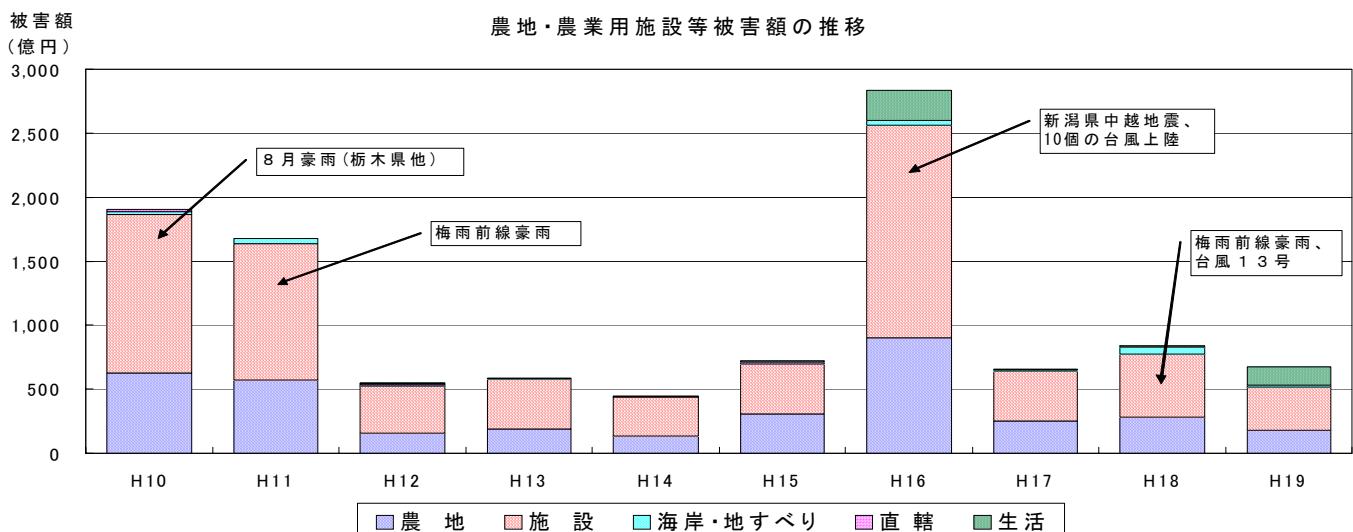
# 平成19年の災害発生状況とその対応について

## (1) 農地・農業用施設等における被害状況

平成19年は、北陸地方で発生した3月の能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震の2つの地震（それぞれ震度6強）により大きな被害がもたらされた。

また、6月中旬から7月中旬までの間の梅雨前線及び台風第4号による豪雨災害では沖縄から東北の広い範囲に、8月上旬の台風第5号による暴風雨災害では九州、中国四国地方を中心、9月上旬の台風第9号による暴風雨災害では関東、東北地方を中心に、8月末から9月中旬の秋雨前線豪雨による豪雨災害では特に秋田県を中心に、それぞれ大きな被害がもたらされた。

農村振興局が所管する農地・農業用施設、農村生活環境施設等の被害報告額は全国で、674億円で、過去5ヶ年(平成14年～18年)の平均被害額1,100億円に対して、約6割となっている状況。



H19年の農地・農業用施設等被害額 (単位: 億円)

災害名	農地	農業用施設	海岸等	直轄	生活環境	合計
能登半島地震	5	29	10	0	13	56
梅雨前線豪雨、台風4号	69	110	2	1	0.9	182
新潟県中越沖地震	2	34	0	0	127	163
台風第5号	55	37	0.4	0	0.1	93
台風第9号	12	37	0.4	0	0	49
秋雨前線豪雨	21	36	0.1	0	2	59
その他災害	19	50	2	0	0	72
合計	183	333	14	1	143	674

主な被害県 (単位: 億円)

県名	被害額
大分	89
石川	80
秋田	49
新潟	164

※億円単位に端数処理のため合計額は一致しません。

## (2) 平成19年災害への対応

### ①被災地への政府調査団等派遣

被災地の被害状況や被災者の要望等を把握し、早期復旧の支援を行うため、政府調査団等の一員として職員を派遣

災害名	件数	派遣県	備考
能登半島地震	3件	石川県	
新潟県中越沖地震	3件	新潟県	
その他	2件	熊本県、秋田県	
合計	8件		

## ②被災地への専門家等派遣

被災した農業用ダム・ため池等に農村振興局・地方農政局の担当官、農村工学研究所の専門家等を現地派遣し、技術的指導及び助言を実施

災害名	件数	派遣県	備考
能登半島地震	18件	石川県、富山県	
梅雨前線豪雨、台風4号	17件	長野県、三重県、高知県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	
新潟県中越沖地震	14件	新潟県、長野県、石川県	
その他	16件		
合計	65件		

## ④災害査定の応援派遣

災害復旧に向け、迅速な災害査定を実施するとともに、梅雨前線豪雨や台風第4号などで被災した県に対して本省や管外農政局等の災害査定官等を応援派遣

(単位：班数)

派遣県	災害名	本省	管外局	合計
新潟県、石川県、福井県	新潟県中越沖地震	4班	—	4班
九州全県	梅雨前線豪雨、台風第4号	5班	18班	23班
秋田県	秋雨前線豪雨	2班	—	2班
合計		11班	18班	29班

## (3) 激甚災害の指定

①「平成19年6月11日から7月17日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を本激甚災害として指定[平成19年8月10日政令公布・施行]…梅雨前線豪雨、台風第4号

②「平成19年8月2日から同月4日までの間の暴風雨による災害」を本激甚災害として指定[平成19年9月20日政令公布・施行]…台風第5号

③平成19年における特定地域に係る激甚災害(局激)の指定

ア 「平成19年能登半島地震による災害」を局地激甚災害として指定。[平成19年4月25日政令公布・施行]

イ 「平成19年新潟県中越沖地震による災害」を局地激甚災害として指定。[平成19年8月10日政令公布・施行]

ウ 平成19年における特定地域に係る災害を局地激甚災害として指定。[平成20年3月14日政令公布・施行]

## (4) 災害復旧事業の予算措置

### ①平成19年度補正予算

事業の迅速な施行を図るため、当初予算に加え災害復旧事業に係る所要額を補正予算で計上

(単位：百万円)

区分	H19 当初予算	H19 補正予算	合計	当初比
災害復旧事業	7,790	12,774	20,564	264.0%
災害関連事業	348	3,863	4,211	1,210.1%
合計	8,138	16,637	24,775	304.4%

# 平成20年度 災害復旧事業等予算の概要

## 1. 基本方針

- (1) 災害復旧については、過年発生災害及び当年発生災害に係る所要の復旧事業費の計上により事業の迅速な施行を図る。
- (2) 災害関連については、災害復旧事業と併せて計画的な事業の進捗を図る。
- (3) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業については、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。
- (4) 平成20年度災害復旧関係事業予算については、総額8,163百万円（対前年度当初予算比100.3%）を計上する。

## 2. 災害関係事業予算の概要

(単位：百万円， %)

事 項	19年度予算額		20年度概算決定額
	金 額	金 額	対前年度当初比
<b>1. 農業用施設災害復旧事業</b>	<b>7,790</b>	<b>7,481</b>	<b>96.0</b>
(1)直轄農業用施設災害復旧事業	134	179	133.6
(2)直轄地すべり防止施設災害復旧事業	13	13	100.0
(3)農業用施設災害復旧事業	5,861	5,764	98.3
(4)農地災害復旧事業	1,619	1,398	86.3
(5)海岸保全施設等災害復旧事業	163	127	77.9
<b>2. 農業用施設災害関連事業</b>	<b>348</b>	<b>682</b>	<b>196.0</b>
(1)直轄地すべり対策災害関連緊急事業	22	22	100.0
(2)農業用施設等災害関連事業	305	611	200.3
ア. 農業用施設等災害関連事業	23	28	121.7
農業用施設災害関連事業	5	10	200.0
ため池災害関連特別対策事業	8	8	100.0
特殊地下壕対策事業	10	10	100.0
イ. 農地災害関連区画整備事業	8	8	100.0
ウ. 海岸保全施設等災害関連事業	169	65	38.5
エ. 災害関連農村生活環境施設復旧事業	51	456	894.1
オ. 災害関連緊急地すべり対策事業	54	54	100.0
(3)後進地域特例法適用団体補助率差額	21	49	233.3
<b>合 計</b>	<b>8,138</b>	<b>8,163</b>	<b>100.3</b>

農村振興局防災課災害対策室

# 災害関連農村生活環境施設復旧事業（拡充）

（激甚災害で被災した集落排水施設の復旧事業費国庫補助の引き上げ）

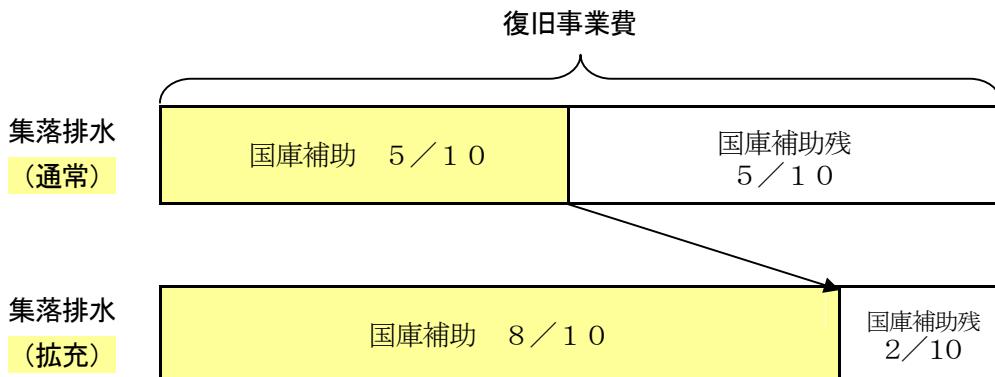
平成19年度に北陸地方で発生した3月の能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震の2つ地震災害（それぞれ震度6強）により集落排水施設に甚大な被害を受けたことを踏まえ、平成19年度補正予算から集落排水施設の災害復旧事業における国庫補助の引き上げができるとしましたので以下に概要を紹介します。

## 1 趣旨

- (1) 集落排水施設は、都市における下水道と同様に、農村地域において、電気、ガス、水道等と並ぶライフラインであり、最優先で災害復旧しなければならない重要な施設である。
- (2) 平成19年石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震においては、集落排水施設に甚大な被災を受け、農地・農業用施設の被害を超える市町村（旧市町村含む）も複数発生している。
- (3) また、被災箇所のほとんどが広い範囲でのマンホールや管路であるため、復旧に要する地元の負担が大きなものとなっている。
- (4) このため、激甚災害指定された地震災害により集落排水施設に甚大な被害を受けた場合に、復旧事業にかかる国庫補助の拡充により施設の早期復旧を図り、農村地域社会の復興に資することとする。

## 2 事業内容

激甚災害指定された地震災害により集落排水施設に甚大な被害を受けた市町村等が、災害復旧を行う場合には、通常5／10の国庫補助を、8／10に引き上げる。



## 3 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：激甚災害に指定された地震災害による集落排水施設復旧事業費が甚大な市町村
- (2) 採択要件：集落排水施設災害復旧事業費が当該市町村（旧市町村を含む）の標準税収入額の10%以上の場合  
(但し、当該災害による復旧事業費が標準税収入額の5%以上の市町村（旧市町村を含む）にあっては、過去3ヶ年の災害による平均復旧事業費と標準税収入額の10%を比較できるものとする。)
- (3) 補助率：8／10

## 4 拡充（補助率の嵩上げ（5／10→8／10））に伴う所要額

農地災害復旧事業等に係る平成19年度補正予算額166億円の内数。

# 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(拡充)

## 1. 趣旨

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

## 2. 拡充内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

## 3. 事業実施主体等

### (1) 事業実施主体

都道府県、市町村

### (2) 採択要件

- ①海岸保全区域内に漂着したもの。
- ②堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。
- ③漂着量が1,000m<sup>3</sup>以上のもの。

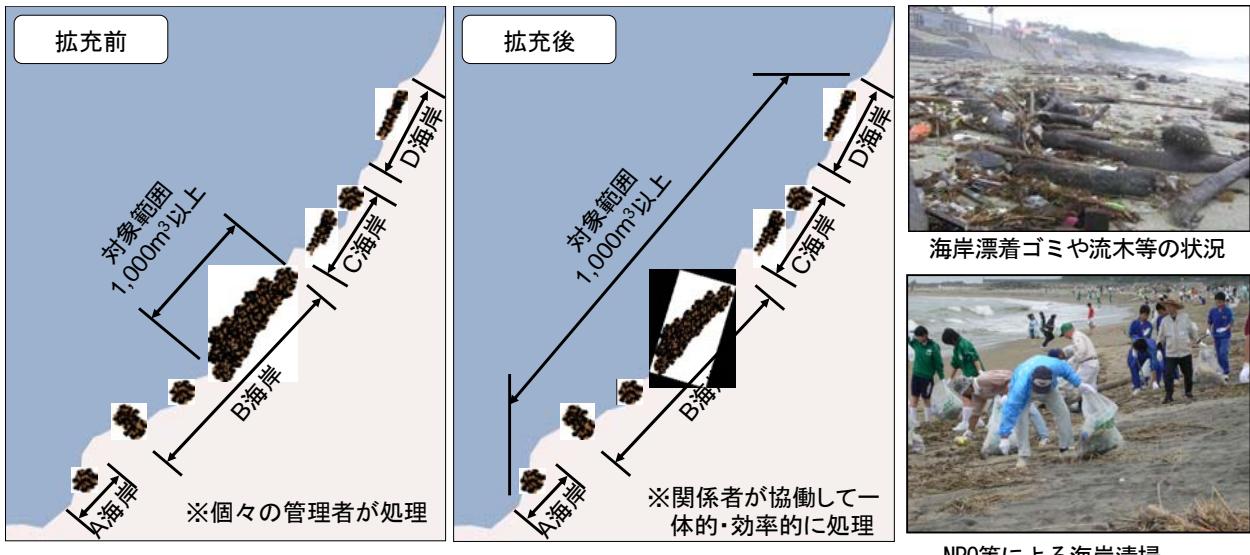
※漂着が広域にわたる複数の海岸の場合でも、漂着量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上のもの。

### (3) 事業実施期間

平成20年度から

### (4) 補助率

1/2



農村振興局防災課災害対策室

# 局地激甚災害指定基準の見直しについて (局地激甚災害の早期指定)

公共土木施設関係及び農地等に係る局地激甚災害の指定については、能登半島地震を契機とし、査定見込額が一定の基準を満たすものについて、中小企業関係の特例又は森林関係の措置と同一の政令により早期に指定できるよう指定基準を平成19年4月に改正し、能登半島地震から適用していますので、ご紹介します。

(注：早期指定に当たっては、基礎資料となる市町村(旧市町村を含む)毎の被害額を2週間以内に把握する必要があります。)

## 局地激甚災害指定基準

中央防災会議決定 昭和43年11月22日

最終改正 平成19年 4月19日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるものほか、次の基準による。

### 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%をこえる市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（中小企業関係の特例又は森林関係の措置が該当する場合に限る。）。

農地等の災害復旧事業に要する経費

>当該市町村の農業所得推定額  ×10/100=

（ただし、災害復旧事業に要する経費が1千万円未満を除く。）

ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

# 能登半島地震災害の対応について

石川県農林水産部農業基盤課

専門員 片平 兼久

## 【地震概要】

平成19年3月25日9時41分、能登半島沖（深さ11km）を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市、穴水町で震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱を観測した。

この地震により多くの住宅が倒壊したにもかかわらず、幸いにも火災は発生せず、亡くなつた方は1名であった。

## 【被害状況】

震源地に近い輪島市を中心に、石川県内で9市町の農地・農業用施設が被災した。生活関連施設（主に農業集落排水施設）、海岸保全施設、地すべり防止施設を含めた被害は、694件、55億61百万円であった。そのうち、輪島市が403件、21億80百万円で被害が最も大きく、続いて七尾市、志賀町の順であった。

被害が最も大きい輪島市門前支所では、支所職員が倒壊家屋やライフラインの仮復旧に追われたため、農地・農業用施設の調査は、県職員やボランティアが全て行い、地震発生から2週間で概ね被害状況を把握した。

## 【局地激甚災害の指定】

今回の能登半島地震は、全国規模の激甚災害に該当しなかつたため、国は早期に局地激甚指定ができるように4月19日付で局地激甚指定基準を改正し、4月25日に農地・農業用施設関係では輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の2市3町が局地激甚災害に指定された。（最終的には七尾市も局地激甚に指定）

## ○平成19年3月25日発生能登半島地震災害の被害額、申請額、査定額一覧

(農村振興局関係、石川県分のみ)

(金額単位:千円)

	農地		農業用施設		小計		生活関連		海岸		地すべり		合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
被害額	198	450,000	451	2,809,000	649	3,259,000	20	1,261,000	21	681,000	4	360,000	694	5,561,000
申請額	76	86,027	165	829,914	241	915,941	15	575,618	12	91,112	2	6,714	270	1,589,385
査定額	75	79,046	162	735,825	237	814,871	15	575,567	12	86,210	2	6,714	266	1,483,362

○広域農道の被災状況（石川県羽咋郡志賀町給分地内）



# 新潟県中越沖地震の初動対応について

新潟県農地部農地建設課  
災害復旧係主任 河村智幸

## 【被害状況】

平成19年7月16日、上・中越地域を再び強い揺れが襲った。未曾有の大災害となった中越地震から3年目、山あいの被災地にもようやく復旧完了の目途が見えてきた矢先の出来事であった。柏崎市、刈羽村等で最大震度6強を観測、旧山古志村や小千谷市でも震度6弱を記録した。

中山間地の地盤被害が顕著だった中越地震と比較すると、中越沖地震は住宅への被害集中が特徴としてあげられる。

農地・農業用施設関係の被害については柏崎市、刈羽村、出雲崎町、上越市、長岡市など11市町村で575箇所、33億4千4百万円に達し、被害は平地に集中している。また農業集落排水施設の被害は、7市町村、113箇所（10処理場、管路延長約75km）、被害額127億1千万円にも及んだ。

## 【中越地震の教訓】

迅速な被害状況の把握は、応急対策を含めた早期復旧への第一歩となるが、大規模災害であるほど市町村職員のマンパワーは被災した住民対応やライフライン対応に投入され、施設管理者＝被災者である場合も多く、平常時の組織体制は期待できない。

中越地震での実態を踏まえ、中越沖地震では県（柏崎地域振興局農業振興部ほか）が積極的に状況把握等に努めた。

## 【NPOによるため池被災調査】

本県では県農業土木技術者OBを中心とし、地域安全活動、災害支援活動等を行うNPO法人「にいがた水土里支援センター」（以下、NPOと表記）が結成されている。

地震後、中越支部長はいち早く柏崎管内の被災状況を見廻るとともに緊急調査について県と協議した。これにより箇所数が多く場所の特定が困難と予想される「ため池」の被災状況、概算被害額算定についてNPOの調査協力を得た。

この調査は地震発生後3日目の7月19日から実施され、延べ75人（延べ27班）で約500箇所のため池を確認、82箇所の被災状況と概算被害額

を僅か4日間で把握することができた。

この成果は先輩方の高い志と技術力、経験の賜であり、私どもも微力ながら今後に引き継いでいきたいと思っている。

## 【農業用水の確保】

地震発生は、用水需要が高まる出穂期を間近に控えていた時期であったことから、地下埋設物である用水パイプラインの被害状況を早期に把握し用水供給の対策を講じる必要があった。

地震により柏崎市、刈羽村では総水田面積の35%にあたる約1,800haの農業用水に影響が生じ、とりわけ用水パイplineの被災は1,085haと広範囲にわたっていた。

被災箇所を特定するための通水試験は、県柏崎地域振興局農業振興部職員を中心に国営柏崎周辺農業水利事業所職員や県職員及び管外土地改良区職員等延べ158人の応援を得て実施した。

加圧→漏水箇所の確認→復旧（応急工事）をひたすら繰り返す地道な作業を7月19日から懸命に続け、応急ポンプ設置による用水確保と併せ8月3日に全ての地区的用水手当を完了した。

このため水稻被害の発生を未然に防止できた。



通水試験による漏水の状況（刈羽村）

## 【おわりに】

中越沖地震では3年前の経験が生かされ、施設の点検や被害状況確認、査定前着工の活用、応援態勢など迅速かつ効率的に復旧に向けての対応が図られたと感じている。

これも多くの方々からご支援をいただいたおかげであり、あらためて感謝申し上げたい。

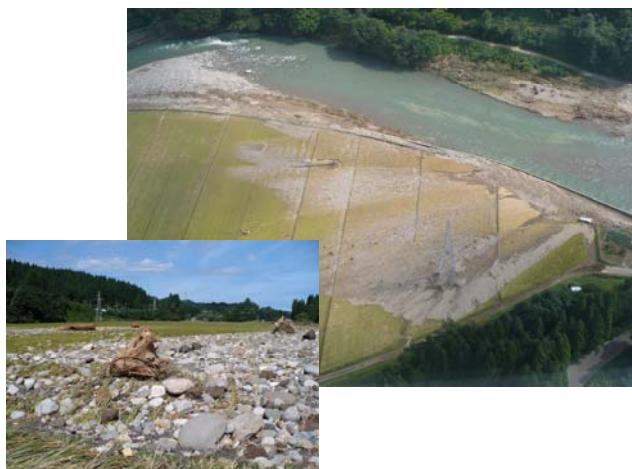
# 平成19年9月発生秋雨前線豪雨災害の対応について

秋田県農林水産部農地整備課

主幹兼班長 宮田 廣喜 専門主幹 藤原 和信  
副主幹 斎藤 良一 技師 石井 源直

## 【はじめに】

平成19年9月16日から18日にかけて、秋雨前線の影響により秋田県北部を中心に大雨が降り続き、15日から18日の総雨量では秋田県仙北市鎧畠で289mmとなり、県内36カ所のアメダス観測地点のうち22カ所で、4日間の通算雨量が9月の月間平均雨量を超える、また24時間雨量も県内13カ所で観測史上1位の値を更新するなど記録的な豪雨となった。このため河川の氾濫により農地・農業用施設に甚大な被害をもたらした。



阿仁川の氾濫により被災した農地（北秋田市森吉）

## 【被害の状況】

豪雨がもたらした被害は県全体で死者・行方不明者2人、重軽傷者5人、住宅被害で全壊・半壊が22棟、床上・床下浸水が962棟のほか、農地・農業用施設等は、農地363箇所1,927百万円、農業用施設471箇所2,241百万円、生活環境施設（営農飲食、集落排水）13箇所167百万円、合計847箇所3,974百万円等甚大なものとなった。

災害の特徴としては、河川の氾濫による被害が突出しており、農地については耕土流出、土砂堆積が最も多く、農業用施設については、頭首工の破損及び揚水機の浸水被害が137箇所にのぼった。

## 【復旧への対応】

県では17日直ちに、日本海中部地震以来24年ぶりとなる災害対策本部を設置するとともに、迅速かつきめ細かな対応を図るために北秋田地域振興局に現地対策本部を設置した。また、住宅の全壊等や床上、床下浸水の多く発生した北秋田市、能代市に災害救助法を適用した。

被害が大きい北秋田市に対して県職員を派遣し、被災状況の把握に努めるとともに、県土連の応援のも

とに調査や技術指導が行われた。災害査定については早期の査定計画を立て、被災から2週間後には第1次査定が現地に入るなどなど、県、市町村、コンサルタントが連携し、早期の取り組み対応を図った。その結果、一部流失被災のため通行止めとなつた秋田中央広域農道の早期復旧が実現し対応の迅速さが高い評価を得た。その後12月14日まで合計7回にわたる現地査定が実施され年内の査定を終える事ができた。

また県では今回の被害が甚大なことから、今後の農業経営に支障をきたすことのないよう、被災者の救済をはじめ、一日も早い災害復旧に向けた営農再開支援のための対策を講じることとなった。その一環として、国の支援の対象とならない小規模な災害について、県単独の「緊急農村整備事業（災害支援型）」を創設したほか、高度な技術を要する頭首工、揚水機について県営事業で対応することとした。

なお、応急工事はかんがい期が過ぎていたため農地・農業用施設はほとんど必要なかったが、農業集落排水施設についてマンホールからの流入により管路内に土砂等が滞留した事から応急本工事で管内清掃を行つた。



被災直後の頭首工（北秋田市阿仁川本城頭首工）

## 【終わりに】

当該災害も12月中に査定を全て終え、査定実績として団体営農地171箇所 158ha、団体営施設299箇所、県営施設6箇所443百万円、農村生活環境施設5箇所57百万円の合計481箇所2,023百万円となった。2月末現在、来春の営農に支障をきたすことのないよう復旧工事も順次着手しており、おおむね90%以上の発注率となっている。

このように適期の復旧対応が可能となったのも、国及び関係機関の理解の賜であり心から感謝申し上げたい。最後に被災された方々の一時も早い復旧を御祈念申し上げ、本レポートとする。

# 災害復旧事務の合理化に向けた取り組み

## (災害復旧事務システムの活用)

大分県農林水産部農村基盤整備課

主査 辛島 光彦

### 1. 平成19年災の概要

大分県における平成19年発生災害は、梅雨前線豪雨、台風4号及び台風5号による災害で、被害は県下18市町村中17市町村で発生し、5,960箇所の8,899百万円がありました。

この災害に対し、延べ9次42班をもって査定を実施し、申請件数3,303箇所4,494,835千円、に対し、査定結果3,276箇所4,037,630千円の結果となりました。

本年は、8月2日から3日にかけての台風第5号による被害が最も大きく、県下全体の約85%を占めております。この台風は、局所的な降雨により甚大な被害をもたらしました。

### 2. 過去5カ年の査定額の推移

県内における過去5ヶ年の箇所数、査定額は以下のとおりです。5カ年平均、約2,700箇所、3,600百万円となっています。

[件、百万円]

年度	H15	H16	H17	H18	H19
箇所数	1,722	3,455	3,978	900	3,276
査定額	2,107	4,767	6,000	1,082	4,038

### 3. 合理化に向けた取り組み

災害復旧事業に関わる事務処理の合理化に向けた取り組みとして、社団法人 農業農村整備情報総合センターが開発した『災害復旧事業事務システム』を導入しました。(平成18年度)

平成18年度の査定より、県庁及び出先事務所、県内全市町村で利用しており、平成19年度は、被害報告・査定・計画変更・增高申請・補助金申請の各段階で活用しています。

### 4. システム導入による効果

システムの導入により、以下の効果が得られました。

- (1) 被害報告や箇所別調書の集計にかかる作業時間を大幅に短縮でき、事務処理が迅速に行えるようになりました。
- (2) システムを利用することで事務処理が共通化でき、査定設計書作成時等の応援者による

業務支援に効果を發揮しました。

- (3) システムを使って査定設計書を作成することで、箇所別調書、査定設計書および査定野帳が連動して自動的に作成されるため、数値の相違がなくなりました。また、総合単価を利用して作成することができるため、査定設計書の作成が迅速化されました。
- (4) 査定終了後から、直ちに增高申請事務に取りかかれることから增高事務の迅速化が図られました。
- (5) 査定から補助金事務までを一連の作業をシステムで行うことで、データの重複入力が不要となりました。また、共通したデータベースを使用するため箇所毎の管理や集計作業が容易になりました。



### 5. 今後の検討課題

課題としては、以下2点が考えられます。

- (1) 通常業務での、パソコン使用は一般化しているが、災害業務は毎年その事務量にばらつきが生じるため、操作者のシステムに対する習熟度の維持が必要となる。
- (2) 査定設計委託費等補助金事務と連携させる必要がある。

以上のように、大分県では当システムの導入から2年が経過したところですが、災害復旧事務の合理化および作業の簡素化が大幅に図られていると感じています。